

公立大学法人会津大学不正防止計画

(平成27年3月31日制定)

(最終改正 平成28年6月23日)

1 基本方針

公立大学法人会津大学（以下、「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、公的資金の不正使用防止、公的研究費の適切な管理及び運営を徹底するため、公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程（以下、「不正防止規程」という。）及び公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程（以下、「研究費規程」という。）に基づき、公立大学法人不正防止計画（以下、「本計画」という。）を定め、不正防止対策を実施していくものとする。

2 定義

本計画において用いる用語の定義は、不正防止規程及び研究費規程のとおりである。

3 研究活動に係る不正行為の防止

3-1 不正行為の防止に関する意識の徹底

最高管理責任者は、不正防止規程等に基づき、不正行為の防止に関する啓発等を実施する。

また、研究倫理教育責任者は、不正防止規程等に基づき、教職員等を対象とした研究倫理教育を実施し、不正行為の防止に関する意識の浸透を図る。

4 公的研究費の適正な管理及び運営

4-1 公的研究費の適正な管理及び運営に関する意識の徹底

コンプライアンス推進室は、教員発注に係る経理執行上の遵守事項（以下、「経理執行上の遵守事項」という。）など、公的研究費の適正な管理及び運営に関して必要な事項を定めるとともに、コンプライアンス教育等により教職員等に理解させ、法令等遵守の意識の浸透を図る。

4-2 公的研究費の執行状況の検証

コンプライアンス推進室は、随時公的研究費の執行状況を検証し、実態と合っているか確認する。公的研究費の執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要に応じて改善を指導する。

4-3 発注段階での財源の特定

研究活動に従事する教職員等は、公的研究費の執行の状況を遅滞なく把握できるようにするため、発注段階において支出財源の特定を行う。

4-4 取引業者との癒着防止

コンプライアンス推進室は、研究活動に従事する教職員等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講じる。

コンプライアンス推進室は、不正な取引に関与した業者に対する処分方針（以下、「処分方針」という。）を定めるとともに、不正な取引に関与した業者に対しては、処分方針に基づき取引停止等の措置を講じる。

コンプライアンス推進室は、本学と取引を行う業者に対して、これまでの取引実績（回数・金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める。

取引業者に求める誓約書に盛り込むべき事項は、以下のとおりである。

- ・ 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ・ 本学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 本学の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、本学に通報すること。

4-5 発注・検収業務

発注又は契約する際は、会計規則等の定めにより、原則として事務部門が発注又は契約業務を行う。経理執行上の遵守事項により、発注又は契約を研究活動に従事する教職員等に委任する場合には、原則として事務部門が検収業務を行う。

4-6 特殊な役務に関する検収

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検などの特殊な役務に関する検収を行う場合であって、検収にあたって専門的知識を必要とする場合においては、研究費の不正使用等のリスクを考慮し、原則として発注又は契約に関与していない専門的知識を有する教職員等による事後確認を受けるものとする。

4-7 非常勤雇用者の雇用管理

公的研究費により雇用される非常勤職員の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。事務部門は定期的に、出勤簿等により勤務内容の確認等を行う。

4-8 換金性の高い物品の管理

公立大学法人会津大学会計規程に定める固定資産のほか、国又は国が所管する独立

行政法人等から配分される競争的資金等を財源として購入した換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことの明示及び物品の所在の記録等により、適切な管理に努める。なお、後日抽出により物品の現物確認調査を行い不正防止に努める。

4－9 出張の確認

教職員等の出張計画の実行状況等の把握・確認については、旅行命令書及び復命書等により、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等の確認を行い、出張旅費の重複受給がないかどうかも含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

5 不正防止計画の見直し

コンプライアンス推進室は、監査室と連携して不正を発生させる要因の把握及びその分析を進め、必要に応じて本計画の見直しを行う。

6 その他

その他不正防止計画の推進にあたって必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

- 1 この計画は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 公立大学法人会津大学における研究費等の不正防止計画（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附則

- 1 この計画は、平成28年6月23日から施行する。